

第 224 回 情報公開審査会全体会 会議録

1 日時 令和 6 年 7 月 24 日（水曜日）午前 10 時から午前 10 時 20 分まで

2 場所 大阪市役所 7 階 第 6 委員会室（公開審議）

3 出席者

（委員）

奥村委員、小谷委員、小林委員、榊原委員、重本委員、村田委員

（事務局）

山下行政部長、東公開制度等担当課長、岡田公開制度等担当課長代理、白子担当係長、北野係員

4 議題及び会議内容

【東公開制度等担当課長】

事務局を務めさせていただいております総務局行政部公開制度等担当課長の東でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の改選後、初めての審査会となりますので、新会長が選出されるまでの間、私の方で進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、議事に入ります前に、まず、注意事項と公開・非公開の取扱いを説明させていただきます。

注意事項といたしましては、本会場の使用にあたっては、飲食が禁止されていますので、よろしくお願いいたします。

次に、公開・非公開の取扱いでございますが、大阪市情報公開条例第 28 条では、審査会の「審査請求に係る案件の調査審議の手續」については非公開で行うこととしておりますが、本日の審査会においては審査請求に係る案件の調査審議を行わない予定でございますので、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に定める、(1)個人に関する情報等を取り扱う場合、(2)行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合、(3)会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合のいずれの非公開事由にも該当しないため、本日の議事については公開で行うこととします。なお、公開で行う会議については、同指針に基づき、逐語にて議事録を作成し、大阪市ホームページに公表する必要がありますので、ご了承願います。

公開の方法につきましては、大阪市情報公開審査会審議要領第 2 条の 2 の規定により、会議の傍聴を認めることにより行います。

それでは、ただ今より第 224 回大阪市情報公開審査会全体会を開会させていただきます。

この度の委員の異動に係るご報告でございますが、玉田委員は、この 6 月 30 日をもちましてご退任されました。

新たに、弁護士の榊原和穂委員を審査会委員としてお迎えしております。

その他の委員につきましては、再任いただいております。

それでは、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いします。五十音順で配席させていただいておりますので、奥村委員からお願いします。

【奥村委員】

弁護士の奥村です。よろしくお願いいたします。

【小谷委員】

同志社大学政策学部で行政法専攻の教員をしております小谷でございます。二期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林委員】

弁護士の小林です。よろしくお願いいたします。

【榊原委員】

今年度よりお世話になります榊原と申します。よろしくお願いいたします。

【重本委員】

大阪公立大学で行政法を担当しております重本と申します。よろしくお願いいたします。

【村田委員】

関西大学法学部で憲法を担当しております村田と申します。よろしくお願いいたします。

【東公開制度等担当課長】

次に、事務局の出席者をご紹介します。

【山下行政部長】

総務局行政部長の山下でございます。よろしくお願いいたします。

【岡田公開制度等担当課長代理】

総務局行政部公開制度等担当課長代理の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

【白子担当係長】

行政部担当係長の白子でございます。よろしくお願いいたします。

【北野係員】

係員の北野でございます。よろしくお願いいたします。

【東公開制度等担当課長】

なお、審査会の庶務につきましては、担当係長の白子、係員の北野が担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで、総務局行政部長の山下から一言ご挨拶を申し上げます。

【山下行政部長】

改めまして、行政部長の山下でございます。

本日は、大変暑い中、また、ご多忙中のところ、情報公開審査会の全体会にご参集賜り、ありがとうございます。

奥村委員・小谷委員・小林委員・重本委員・村田委員におかれましては引き続き委員をお引き受けいただき、新たに榊原委員をお迎えし、新体制がスタートいたしました。

委員の皆様には、この後、会長の選出及び会長代行の指名、また、部会の設置及び部長の指名をお願いいたしたいと思っております。

その後、審査会の運営につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

本委員会におけます審査請求案件につきましては、本年6月末現在で継続審議案件 183件と多数の案件が係属しております。この中には、特定人請求人に係る審査請求が半数以上を占めてはありますが、それらを除きましても、他の政令指定都市等に比較して多くの案件数でございます。

また、市政の重要案件に係る審査請求もございますことから、私共事務局といたしましても、効率的な審議のサポートに努めてまいりますので、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(1) 会長の選出及び会長代行の指名について

【東公開制度等担当課長】

先ほどの山下からのご説明にもありましたとおり、審査会の会長の選出をお願いできればと思います。

審査会規則第2条第1項の規定により、審査会の会長につきましては委員の皆様方の互選により定めていただくこととなっております。

どなたかご意見はございませんでしょうか。

【村田委員】

私の方から、小谷委員を審査会会長として推薦いたします。

【東公開制度等担当課長】

ただ今、村田委員から、小谷委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【東公開制度等担当課長】

ありがとうございます。では、ご異議がないようですので、会長は小谷委員にお願いし

たいと思います。

小谷委員、よろしいでしょうか。

【小谷委員】

はい、承知いたしました。お引き受けしたいと存じます。

【東公開制度等担当課長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、小谷会長、ご挨拶をお願いいたします。

【小谷委員】

会長に推薦いただきありがとうございます。大阪市の情報公開審査会では、案件も多く、皆様にもご負担をおかけするところも多いと存じますが、迅速・丁寧な審議に努めてまいりたいと存じますので、新たに榊原委員にも加わっていただきまして、事務局の協力も得ながら進めてまいりたいので、よろしくお願い申し上げます。

【東公開制度等担当課長】

それでは、小谷会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

【小谷会長】

それでは、審査会規則第2条第3項の規定に基づきまして、会長代行の指名を行いたいと存じます。

会長代行につきましては、重本委員を指名したいと思います。

重本委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【重本委員】

はい、承知いたしました。

【小谷会長】

それでは、重本委員、会長代行をよろしくお願いいたします。

一言ご挨拶を重本委員からもお願いいたします。

【重本委員】

ただ今、会長代行の指名をいただきましてお引き受けいたしました重本です。

改めましてよろしくお願いいたします。

会長の代行というのは、実際に職務を執行しないに越したことはないのですが、実際にその職を負うべき場面においては、できるだけ努力をもって務めたく存じますので、皆様方の協力のもとで精進してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(2) 部会の設置及び部会長の指名について

【小谷会長】

次に、情報公開条例第22条の規定に基づく部会の設置について審議したいと思います。

部会は、同条の規定により審査会が指名する委員3人以上をもって構成することとされております。

審議未着手の諮問案件が依然として多数ございますので、これまでと同様、2つの部会を設置したいと思います。

まず、第1部会は退任された玉田委員に代わり新たに委員になりました榊原委員に加わってもらい、従前からの小林委員、重本委員と3人で、また、第2部会は従前通り、私と、奥村委員、村田委員の3人で審議を行いたいと思います。

皆様、ご意見はございませんでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【小谷会長】

ご異議がないようですので、本案により部会を設置し、各部会において諮問案件の調査審議をしてまいります。

次に、審査会規則第4条第1項の規定に基づき、各部会に属する委員から当該各部会の部会長を指名させていただきたく存じます。

第2部会につきましては、私が部会長を務めさせていただき、第1部会につきましては、重本会長代行に部会長をお願いしたいと存じます。重本委員、こちらもお引き受けいただ

けますでしょうか。

【重本会長代行】

はい、承知いたしました。

【小谷会長】

それでは、重本委員、会長代行と合わせて第1部会の部会長をよろしく願いいたします。

(3) 大阪市情報公開審査会の運営状況について

【小谷会長】

次に、事務局から情報公開審査会の運営状況について説明をお願いいたします。

【白子担当係長】

それでは、私、白子よりご説明させていただきます。

まず、審査会審議の流れについてですが、お手元の資料4頁の資料3をご覧ください。頁番号は、右上と右下に記載しております。

審査会の審議手順につきましてですが、審査会では審査請求に係る諮問案件の審議を主として行っております。審議の流れについては、おおむね次のとおりでございます。

まず、審査請求があり、実施機関から諮問がなされ、実施機関意見書・審査請求人反論書でそれぞれの見解を述べる機会を与え、論点整理を行います。必要に応じて実施機関理由説明を行い、審査請求人から申し出があれば意見陳述を行った上で、再度、論点整理を行い、最終的に答申案のご審議をいただくという運びとさせていただいております。

流れについては、資料3の①～⑦のとおりでございますので、ご確認いただけたらと思います。

答申については、基本的には事務局でその案を作成し、ご審議をいただくことになります。それに先立つ論点整理につきましても、都度、事務局で整理を行います。

各回の審議については、1回の審議において1案件を集中的に審議するのではなく、処理を迅速化するため、複数の諮問案件を並行して審議をお願いしています。

おおむね1案件の審議時間は30分～1時間程度とし、1回で3～4案件程度を審議いただいております。

審議資料につきましては、論点整理に係る資料及び答申案について2開庁日前までにメールでお送りさせていただいております。また、参集の場合は、審議資料を、審査会事務局が準備したパソコンでご覧いただくことで進めさせていただきますので、事前にメール送付させていただいた資料をお持ちいただく必要はありません。

先ほど、部長の山下から説明させていただきましたが、審査請求件数と処理状況の推移ということで、令和元年度以降の状況を5頁の資料4にまとめております。

令和6年度につきましては、令和5年度からの諮問案件の繰り越しが166件あり、4月1日から6月30日までの間で新たに21件が諮問され、同期間に答申を行い処理された諮問案件は4件であることから、6月30日現在で差し引き183件が係属している状況です。

183件の係属件数のうち、同一人による審査請求が108件で、全体の59%を占めている状況です。

続きまして6頁の資料5-1をご覧ください。情報公開審査会の運営については、ウェブ開催による方法を基本とさせていただきたいと考えております。ただし、審査請求人の口頭意見陳述が予定されている回次については、審査請求人がウェブによる口頭意見陳述を希望されない限り、市役所本庁舎において開催することを考えております。

審議資料につきましては、審議を迅速に行うために、審査会事務局よりメール又は大容量ファイル送信サービスを利用して事前送付をさせていただきます。

事前送付する資料は、同一案件の前回までの全ての審議資料と合わせてお送りし、送付した資料については、当該審議案件の答申後、各委員において速やかに削除していただきたいと思います。

会議のペーパーレス化ということで、口頭意見陳述のある場合など市役所本庁舎で審査会を行う場合で、直前に提出された資料がある場合を除きまして、原則として紙資料の机上配付は行いませんので、ご用意させていただくパソコンを用いてデータでご覧いただ

ればと思っております。

7 頁の資料 5－2 をご覧ください。先ほどもありました資料の送付につきましてご説明させていただきます。

各委員に対する資料の送付については、事前に、メールまたは大容量ファイル送受信サービスを利用して行わせていただきます。メールによる送付につきましては、ファイルにパスワードを設定し、当該パスワードをファイル送信とは別のメール等で委員に伝達をさせていただきます。

大容量ファイル送受信サービスにつきましては、ダウンロードパスワードとは別に、ファイルにパスワードを設定し、当該パスワードをファイル送信とは別のメール等でお送りするということにさせていただきます。

「大容量ファイル送受信サービス利用の手引き」というのを本市で定めておりますので、これによる情報セキュリティ実施手順を順守するという事になっております。手順等は裏面 8 頁にありますので、後ほどご確認いただければと思います。

委員側における注意事項ですが、受け取ったファイルを保有する端末は、OS のバージョンアッププログラムが公開された場合は速やかに適用していただき、受け取ったファイルを保有する端末は、ウィルスチェック用のソフトウェアを導入し、パターンファイルを最新の状態に保つように努めていただきますようお願いいたします。

運用面につきまして、上記の方法により受け取ったファイルは、当該審議案件の答申後、各委員において端末から速やかに削除いただきたいと思いますと考えております。

また、保有している間も、委員以外の方の目に触れることがないようにご留意いただきたいと思います。

また、パスワードにつきましても、委員以外の者に開示しないようお願いいたします。

資料 6－1（9 頁）としまして大阪市情報公開条例を、資料 6－2（22 頁）としまして大阪市情報公開審査会規則を添付していますので必要に応じてご覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

【小谷会長】

ご説明ありがとうございます。

事務局からの説明について委員の皆様から何か質問等ございますでしょうか。

【委員一同】

質問なし。

(4) その他

【小谷会長】

続いて、事務局よりその他の事項について、報告をお願いします。

【東公開制度等担当課長】

次回以降については、本日決定いただきました部会構成により、各部会ごとに調査審議を行っていただく予定でございます。

【小谷会長】

以上で第 224 回情報公開審査会全体会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

5 会議資料

- ・資料 1 第 224 回大阪市情報公開審査会全体会 会議次第
- ・資料 2 第 224 回大阪市情報公開審査会全体会 出席者名簿
- ・資料 3 審査会審議の流れについて
- ・資料 4 審査請求件数と処理状況の推移
- ・資料 5－1 今後の情報公開審査会の運営方法について
- ・資料 5－2 大阪市情報公開審査会に係る各種資料の送付について
- ・資料 6－1 大阪市情報公開条例
- ・資料 6－2 大阪市情報公開審査会規則